

津市住居確保給付金のしおり

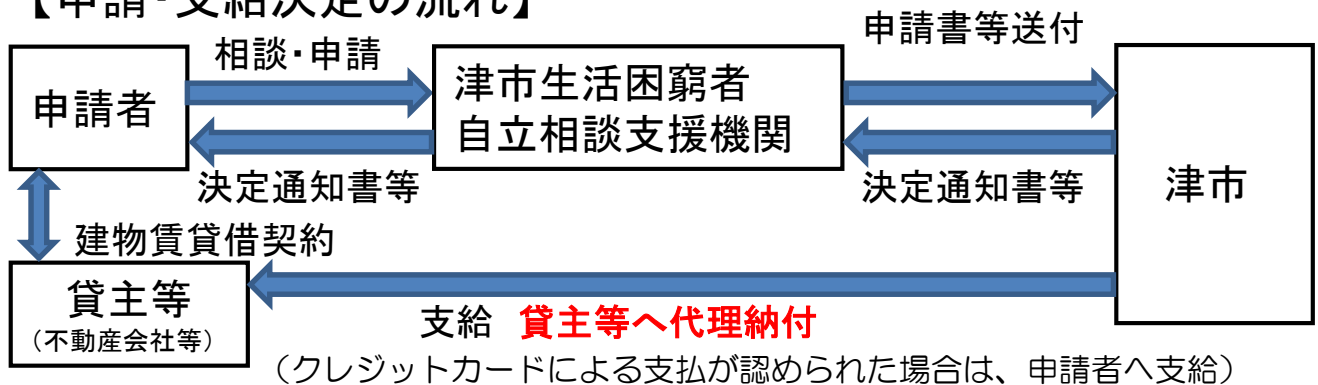
離職等の場合又はやむを得ない休業等の場合により、
住居を喪失又は住居を喪失するおそれのある方へ

令和5年5月22日

1. 住居確保給付金とは

- ◆ 離職もしくは自営業の廃止（以下「離職等」という。）の場合又は就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由・都合によらないで減少（以下「やむを得ない休業等の場合」という。）により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、就労支援員による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。
- ・ 支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給
1人世帯：35,200円 2人世帯：42,000円 3～5人世帯：45,800円
6人世帯：49,000円 7人以上世帯：55,000円
- ・ 支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能）
- ・ 支給方法：貸主等へ代理納付（家賃をクレジットカードで支払うことになっており、津市が認めた場合は、申請者に支給します。）

【申請・支給決定の流れ】



2. 住居確保給付金を受けるには、次の要件があります

- ◆ 申請時に以下の(1)～(8)のいずれにも該当する方が対象となります。
 - (1) 離職等の場合又はやむを得ない休業等の場合により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方
 - (2) 申請日において、離職等の日から2年以内である方又は申請日の属する月において、やむを得ない休業等の場合に該当する方
- ただし、当該期間に疾病、負傷、育児、その他やむを得ない事情により、連続して30日以上求職活動ができなかった方については、求職活動ができなかった日数を4年を上限として考慮します。

(3) 次のア又はイに掲げる方

ア 離職等の場合 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた方

イ やむを得ない休業等の場合 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していた方

(4) 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額が次の表の収入基準額以下である

(収入には、公的給付等を含みますが、児童手当、児童扶養手当等収入算定しないものもあります。)

世帯人数	基準額 (円)	家賃支給上限額 (円)	収入基準額 (上限) (円)
1人	81,000	35,200	116,200
2人	123,000	42,000	165,000
3人	157,000	45,800	202,800
4人	194,000	45,800	239,800
5人	232,000	45,800	277,800
6人	269,000	49,000	318,000
7人～	306,000～	55,000	361,000～

ア 給与収入の場合→総支給額（ただし、交通費支給額は除く）

事業収入の場合→事業収入（経費を差し引いた控除後の額）

イ 公的給付等 →雇用保険の失業等給付、公的年金等

(5) 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産 (円)
1人	486,000
2人	738,000
3人	942,000
4人～	1,000,000

金融資産とは

→ 預貯金及び現金、株式、債券、投資信託。

生命保険、個人年金保険等は含まない。

負債がある場合は、金融資産と相殺しない。

(6) 公共職業安定所（ハローワーク）等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職（注1）を目指した求職活動を行うこと

※ 地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込も可。

※ 自営業等の場合は経営相談先へ相談し、自立に向けた取り組みをすることをもって求職活動に代えることができる

（注1）期間の定めのない、又は6か月以上の雇用契約による就職

- (7) 地方自治体等が実施する離職者に対する住居を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと
- (8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと

3. 住居確保給付金の支給額

◆ 給付金は、1月ごとに支給し、次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額（当該額が生活保護法による保護の基準による住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準額」という。）を超える場合は住宅扶助基準額とする。

- (1) 申請日の属する月における申請者等の収入の額を合計した額（以下「世帯収入額」という。）が基準額以下の場合⇒家賃額（注2）
- （注2）・家賃額は賃貸借契約に記載された実際の家賃の額（ただし、住宅扶助基準額を支給上限額とする。）
- ・家賃額には、管理費や共益費は、含めない。また、家賃額に駐車場代や光熱水費等が含まれている場合は、貸主に家賃分を区分して提示していただく必要があります。
- (2) 申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合⇒基準額と家賃額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）

支給例1 世帯収入額が基準額以下＋家賃額が支給上限額以内⇒家賃額を支給。

2人世帯（実家賃額 40,000円 上限額42,000円以内）

住居確保給付金支給額 40,000円

支給例2 世帯収入額が基準額を超える場合には、次の式により、

支給額が調整されます。（一部支給額の例）

3人世帯（実家賃額 55,000円 上限額45,800円以内）

（基準額157,000円＋実家賃額55,000円）－世帯収入額

180,000円＝32,000円

住居確保給付金支給額 32,000

不支給例 世帯収入額＞基準額＋家賃上限額（＝収入基準額）

金融資産は上限額以内の場合。（2人世帯の例）

世帯収入額が収入基準額を上回るため、次のいずれも不支給。

① $170,000円 > 123,000円 + 42,000円 = 165,000円$

実家賃額50,000円の場合 家賃上限額42,000円

② $170,000円 > 123,000円 + 35,000円 = 158,000円$

実家賃額35,000円の場合 家賃上限額以内

4. 住居確保給付金の申請をするために必要なもの

◆ 住居確保給付金支給申請書及び住居確保給付金申請時確認書に次に掲げる書類を添えて申請する。

- (1) 本人確認書類の写し（次の本人確認書類のいずれかの写し）
 - ・運転免許証・個人番号カード・住民基本台帳カード・一般旅券・各種福祉手帳・各種健康保険証・住民票の写し・戸籍謄本等・在留カード等
- (2) ・申請日を起点に離職等後2年（疾病、負傷、育児、その他やむを得ないと認める事情により、引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は最長4年）以内の方であることが確認できる書類の写し
（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写し、廃業届等など、離職者であることが確認できる何らかの書類）
離職等後2年以上経過している場合は、疾病、負傷、育児、その他やむを得ないと認める事情に該当することの事実を証明することができる書類の写し
 - ・やむを得ない休業等の場合に該当する方であることを確認できる書類の写し
（雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書（勤務のシフト表等）、請負契約等のアポイントがキャンセルになったことがわかる文書、事業所の休業がわかるHP、イベント中止のチラシ、申立書等。また、個人事業主は、営業日や営業時間、発注者からの発注の取り消しや減少の確認ができる書類、申立書等）
- (3) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のうち、収入がある方についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格者証」、年金を受けている場合は「年金手帳」、その他各種福祉手帳
- (4) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の申請日の金融機関の通帳等の写し
- (5) 公共職業安定所（ハローワーク）が付与する「求職番号」。住居確保給付金申請時確認書に記入する必要があります。
地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申込日時でも可。
自営業等の場合は、経営相談先へ事前相談を受けた上で、経営相談先を住居確保給付金申請時確認書に記入することをもって代える場合があります。
- (6) 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

5. 住居確保給付金の申請から決定まで

住居を喪失した方的場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- ・ 必要書類を添えて、申請書を自立相談支援機関に提出します。
- ・ 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」が交付されます。

※ 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

◆ 入居予定住宅の確保

- ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。

原則として、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した自治体の地域内です。

- ・ 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合は、その旨不動産業者等に伝えて下さい。
- ・ 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

◆ ハローワーク等での求職申込み

- ・ 公共職業安定所（ハローワーク）にて求職申込みを行ってください。
地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みも可能とします。

自営業等の場合は、経営相談先への相談申し込みに代える場合があります。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・ 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、自立相談支援機関に提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査

- ・ 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- ・ 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住居確保報告書」が交付されます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住居を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

◆ 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- 総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金貸付（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- 総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを市町村社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金貸付（住宅入居費）が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 住居確保給付金支給の決定

- 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住宅確保報告書」を提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」が、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が配布されます。
- 住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は津市から不動産業者等へ直接振り込まれます。

住居を喪失するおそれのある方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を津市に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」が交付されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。

◆ ハローワーク等での求職申込み

- 公共職業安定所（ハローワーク）にて求職申込みを行ってください。
地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みも可能とします。

自営業等の場合は、経営相談先への相談申し込みに代える場合があります。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が配布されます。
- 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は津市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

6. 住居確保給付金受給中の義務

- ◆ 支給期間中は、公共職業安定所（ハローワーク）等の利用、自立相談支援機関の支援員の助言、その他様々な方法により常用就職に向けた求職活動を行ってください。

地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口での相談も可能とします。

自営業等の場合は、経営相談先での経営相談に代える場合があります。

- (1) 毎月4回以上、津市の支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。

「職業相談確認票」を支援員へ提示してハローワークにおける職業相談状況を報告するとともに、その他の求職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により報告してください。

自営業等の場合は、「住居確保給付金自立に向けた活動状況報告書」を活用した活動状況の報告や面接等の支援を受ける必要があります。

- (2) 毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、ハローワーク等の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」に対応担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、確認印を受けます。

地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口での相談も可能とします。

自営業等の場合は、経営相談先へ面接等の支援を受ける等、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上当該計画に基づく取組を行う必要があります。

- (3) 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。月4回の支援員との面接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して報告してください。

また、自立相談支援機関よりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに沿った就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

7. 常用就職及び就労収入の報告が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用期間の定めのない、又は6か月以上の雇用契約による就職）した場合は、「常用就職届」を提出してください。

また、常用就職届による報告を行った受給者は、報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類の提出が毎月必要になります。

8. 一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の支給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を2回まで延長することが可能です。

(要件) ・ 受給者が常用就職ができなかった場合又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加することが見込まれない場合において、受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・ 世帯の収入と預貯金が一定額以下であることなど

住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初又は延長の受給期間の最終月に、申請書と収入及び預貯金分かる書類を提出してください。

9. 支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金の支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下になった場合
 - ・ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、自立相談支援機関等の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合
 - ・ 支給額を変更する場合は、自立相談支援機関に申請が必要となりますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類を提出してください。

10. 住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 「6. 住居確保給付金受給中の義務」を怠った場合、支給を中止します。
- ◆ 自立相談支援機関が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職し、又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、就労により得られた収入が一定額を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。

- ◆ 受給中に常用就職したこと及び就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合、支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した方（大家からの要請の場合、自立相談支援機関等の指導による場合を除く。）については支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同じの世帯に属する方が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。
- ◆ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。
- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、以降の住居確保給付金の支給を中止します。既に支給した給付金は津市へ返還していただきます。

1 1. 住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金を受け常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合や、事業主の都合による離職、廃業の場合に限り、再度支給を受けることができます。
なお、あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。
- ※ 最後の支給が終了後、1年の間は再支給を受けることができませんが、令和6年3月31日までの申請については、経過措置がありますので、ご相談ください。

1 2. 住居確保給付金の返還について

- ◆ 住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付金を津市へ返還していただきます。

13. 住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

- ◆ 賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金貸付）」を活用することができます。

【生活福祉資金（総合支援資金貸付）】

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- (1) 住宅入居費：40万円以内
- (2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）
貸付期間 原則3か月 最長1年間
- (3) 一時生活再建費：60万円以内
 - ・貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

14. 住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

- ◆ 住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する

費用の貸付（10万円以内） ※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

お問い合わせ先

津市健康福祉部 援護課 相談・支援担当

TEL :059-229-3541

FAX :059-229-2550